

別表六の二（十四）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の14の2第2項《国際戦略総合特別区域において機械等を取
得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を
受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと
に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括
弧の中に記載してください。